

第7章 まちづくりの進め方

7-1 整備の考え方

まちづくりの方針に位置づけた土地利用の誘導や都市基盤整備を進めるにあたり、手続きや事業等を着実に進め、市街化区域への編入を推進していきます。

布袋駅東地区のまちづくりの推進にあたっては、既存事業の実施状況等を考慮し、地域住民の合意形成を図りながら段階的に進める方針とします。

7-1-1 区域単位の設定

鉄道高架事業や道路をはじめとした都市基盤整備の実施状況等を踏まえ、A 区域から周辺の区域に向かって段階的にまちづくりの推進を図りながら区域を広げる方針とし、区域の単位を以下のとおり設定します。

なお、この区域は事業等の検討段階で変更となる場合があります。

表 区域の単位

区 域	区域の考え方	整 備 施 設	
A区域	布袋駅に接する区域であり、地区の拠点として先導的にまちづくりを進める区域 【約 2.1ha】	今後整備	・複合公共施設
		整備済 整備中	・(都) 布袋駅線 (布袋駅東駅前広場含む) ・市道東部第 280 号線 ・市道東部第 425 号線 ・雨水貯留施設
B区域	(都) 布袋駅線や市道東部第 280 号線の整備による A 区域との連続性を踏まえたまちづくりを進める区域 【約 2.5ha】	今後整備	・補助生活道路 (2 路線程度) ・狭あいな道路 (複数路線) ・公園 (1 箇所程度)
		整備済 整備中	・(都) 布袋駅線 ・市道東部第 280 号線
C区域	市道東部第 280、425、439 号線の整備による A・B 区域との連続性を踏まえたまちづくりを進める区域 【約 12.8ha】	今後整備	・補助生活道路 (2 路線程度) ・狭あいな道路 (複数路線) ・公園 (1 箇所程度)
		整備済 整備中	・市道東部第 280 号線 ・市道東部第 425 号線 ・市道東部第 439 号線
D区域	都市基盤施設の整備を含めて、A・B・C 区域と連携したまちづくりを今後検討する区域 【約 23.9ha】	今後整備	・主要生活道路 (3 路線程度) ・補助生活道路 (2 路線程度) ・狭あいな道路 (複数路線) ・公園 (2 箇所程度)
		整備済 整備中	・(都) 布袋駅線

※上表の施設以外の汚水処理施設や雨水処理施設、消防水利、防犯施設等の整備については今後検討を行う

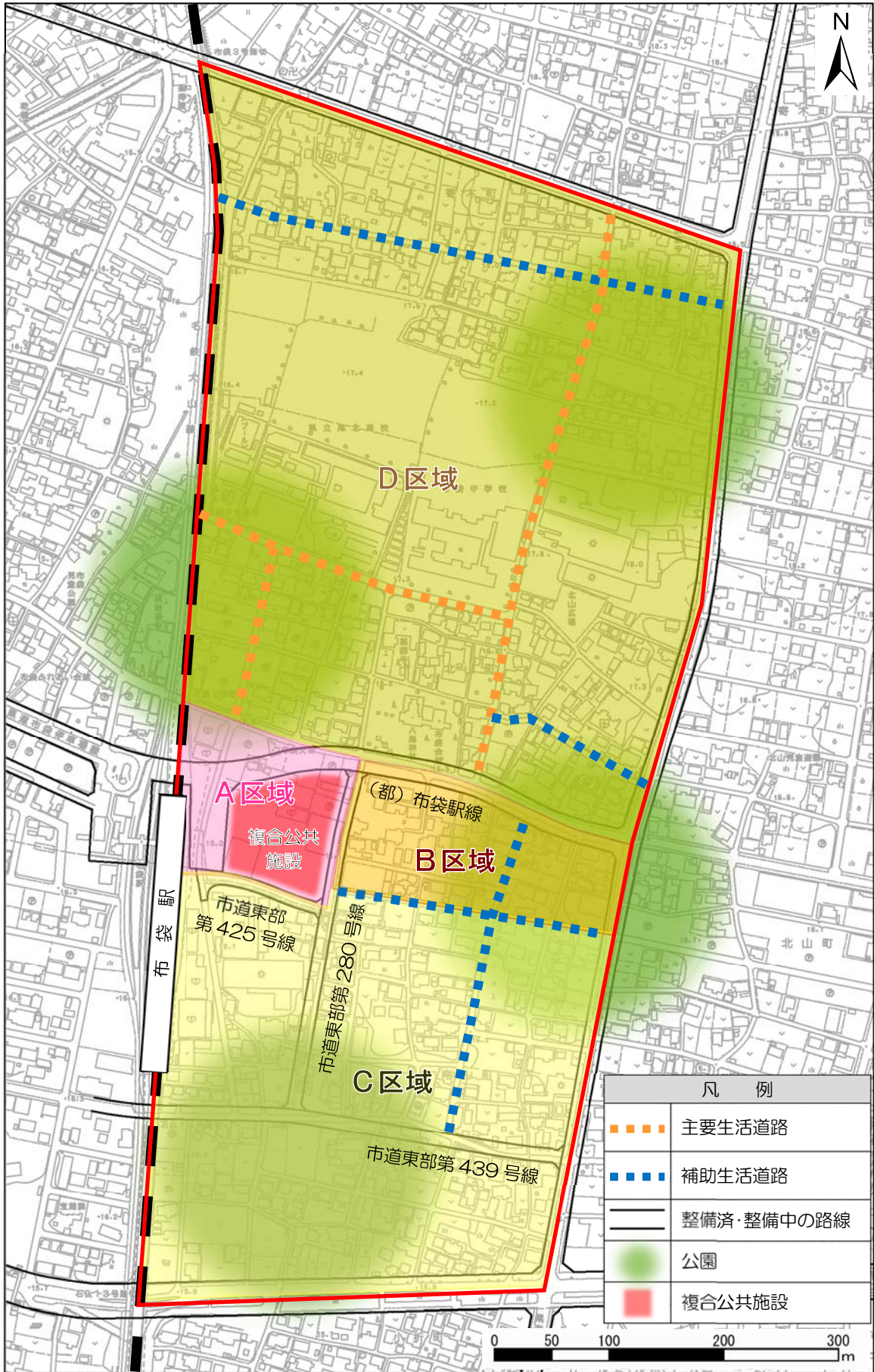


図 区域の単位

7-1-2 事業手法の想定

まちづくりの方針に位置づけた各施設の整備を実施する事業手法を以下のとおり想定します。

下表に示す施設の整備にあたっては、基本的に都市計画法に基づく地区計画に位置づけ、着実な整備を図る方針とします。

表 各施設の整備に係る事業手法の想定

区 域	整 備 施 設	想定する事業手法
A区域	・ 複合公共施設	官民連携（PFI）事業
B区域	・ 補助生活道路（2 路線程度）	道路事業
	・ 狭あいな道路（複数路線）	道路事業
	・ 公園（1 箇所程度）	公園事業
C区域	・ 補助生活道路（2 路線程度）	道路事業
	・ 狭あいな道路（複数路線）	道路事業
	・ 公園（1 箇所程度）	公園事業
D区域	・ 主要生活道路（3 路線程度）	道路事業
	・ 補助生活道路（2 路線程度）	道路事業
	・ 狭あいな道路（複数路線）	道路事業
	・ 公園（2 箇所程度）	公園事業

※上表の施設以外の污水处理施設や雨水処理施設、消防水利、防犯施設等の整備については今後検討を行う

7-1-3 事業スケジュール

布袋駅周辺で行われている事業のスケジュールを考慮して、設定した区域ごとに、まちづくりの推進段階（スケジュール）を以下のとおり設定します。

なお、各区域において都市基盤施設が整った段階または、整う見込みが確実となった段階で市街化区域への編入手続を行う方針とします。また、市街化区域への編入に併せて、用途地域の指定を行い、土地利用方針に基づいた誘導を図ります。

表 布袋駅周辺の事業スケジュール

事業	年度		
	平成 30	平成 40	中・長期
布袋駅東複合公共施設整備事業			
名鉄犬山線布袋駅付近鉄道高架事業			
江南布袋南部土地区画整理事業			
都市再生整備計画事業（布袋地区）			

表 布袋駅東地区の事業スケジュール

区域	整備手続	年度		
		平成 30	平成 40	中・長期
A区域	都市基盤施設の整備			
	市街化区域編入手続			
B区域	都市基盤施設の整備			
	市街化区域編入手続			
C区域	都市基盤施設の整備			
	市街化区域編入手続			
D区域	都市基盤施設の整備			
	市街化区域編入手続			

※破線は想定される時期を示す

7-2 まちづくりの推進体制

本基本構想の実現に向けては、事業の具体化に向けた計画等の検討段階から、まちづくりの目的を共有し、将来のまちの維持管理・運営段階までを見据えておくことが重要です。

そのため、住民・関係権利者や民間事業者、そして、市が連携することにより、事業の具体化に向けた計画等を検討し、まちづくりを進めていきます。

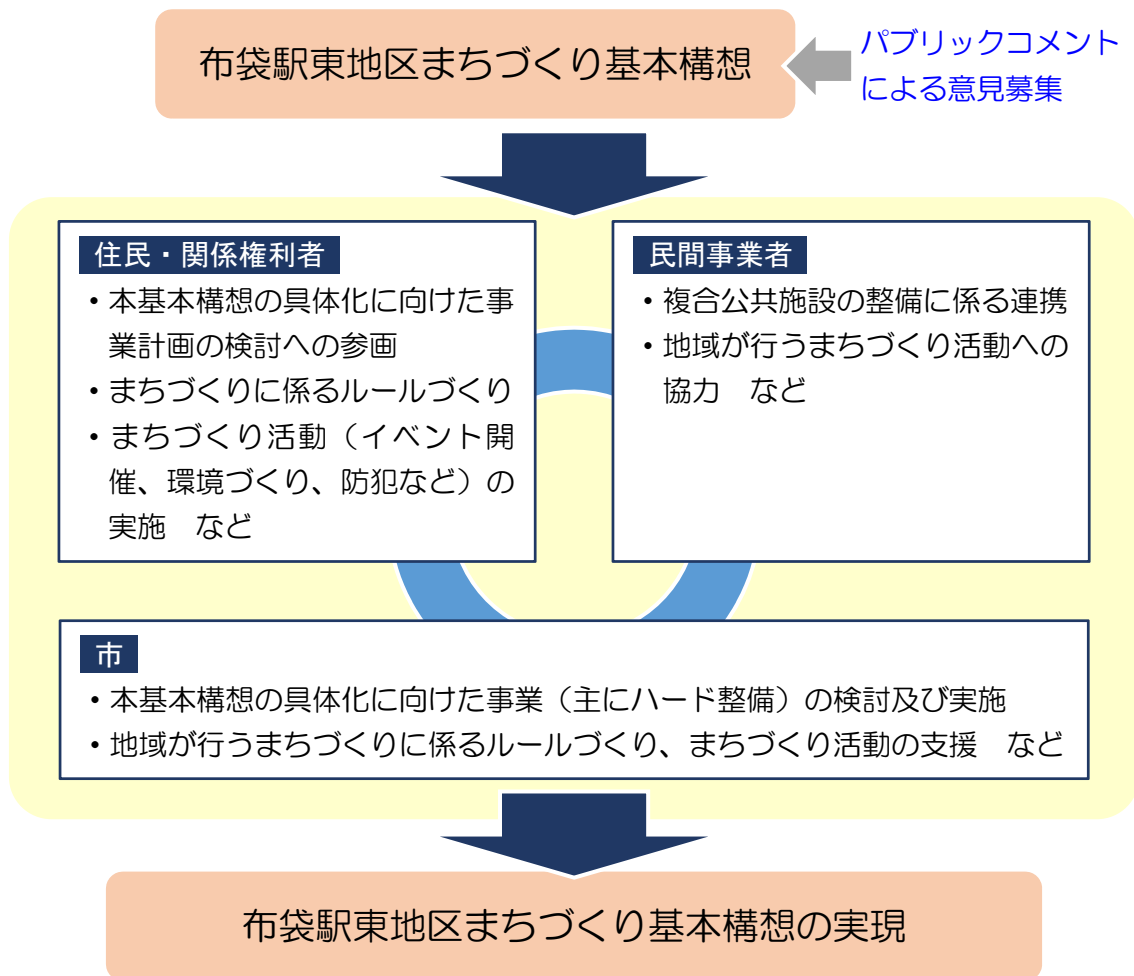


図 まちづくりの推進体制